

## 庁議（令和2年2月5日）結果について

- 1 開催日 令和2年2月5日（水）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、石田副市長、石黒副市長、教育長  
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 社会教育部長、学校教育部長、企画政策課長、行政総務課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長  
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

- (1) 平塚市総合計画（改訂基本計画）、並びに平塚市人口ビジョン（令和2年（2020年）2月改訂）及び第2期平塚市総合戦略の策定について

概要	<p>本市では、市政運営の総合的指針として、平成28年度（2016年度）から令和5年度（2023年度）までを計画期間とする「平塚市総合計画～ひらつかNEXT～」を策定し、市政運営を総合的に進めるための分野別施策と重点課題に対応する重点施策を推進してきました。</p> <p>現在の総合計画が、計画期間の中間年を迎えたため、パブリックコメント、平塚市総合計画審議会及び議員全員協議会などの意見を踏まえ、令和2年度（2020年度）を始期とする改訂基本計画を策定します。</p> <p>なお、現在の総合計画に掲げる重点課題は変わらず重要であり、更に平塚市市民意識調査の結果によると、8割以上の市民が定住意向を示していることや施策に対する満足度が向上していることから、改訂に当たっては施策の継続性を図ります。</p> <p>また、改訂基本計画の重点施策は、国から地方自治体に策定が求められている次期「地方版総合戦略」にあたるものであり、改訂基本計画と一体的に策定することが有効であることから、第2期総合戦略についても併せて策定します。さらに、改訂基本計画の人口の展望にあたる人口ビジョンについても、必要な修正を加えて改訂します。</p>
結果	審議の結果承認された。

- (2) 平塚市子ども読書活動推進計画（第4次）の策定及びパブリックコメント手続の実施結果について

概要	<p>平塚市子ども読書活動推進計画（第3次）が終了することに伴い、第3次計画の取組の成果と課題を踏まえ、子どもの読書活動を更に推進するため、令和2年度から令和6年度までの5年間を見据えた「平塚市子ども読書活動推進計画（第4次）（素案）」を作成し、パブリックコメン</p>
----	---

	ト手続を実施しました。 提出された意見の一部を反映し、「平塚市子ども読書活動推進計画（第4次）」を策定するため、付議するものです。 (提出された意見数：個人から4人、団体から2団体、合計38件)
結果	審議の結果承認された。

(3) 令和2年4月期組織改正について

概要	<p>1 組織改正の概要</p> <p>学校安全に関する取組を継続的かつ実効性のあるものとするため、令和2年4月に組織改正を行う。 (現行：18部81課183担当⇒改正後：18部81課185担当) ※市民病院事務局の組織改正を含む。</p> <p>2 実施内容</p> <p>学校教育部教育指導課学校安全担当の新設。学校教育部教育指導課に学校安全担当を新設し、学務課学務担当や教育指導課教育指導担当にある学校安全に関する事務等も移管する。</p> <p>3 その他（報告）</p> <p>平塚市民病院地域医療支援部門の病診連携室を市民病院事務局の医事課医事・患者支援担当と統合して、医事担当及び地域連携担当とする。併せて、地域医療支援部門の退院支援・医療相談室を入退院支援・医療相談室に名称を変更する。</p>
結果	審議の結果承認された。

(4) 個人情報を持ち出した元職員に対する訴えの提起について

概要	<p>本市元職員によって個人情報を持ち出されたことにより、謝罪文書の送付等の対応を余儀なくされ、損害を被った。</p> <p>については、元職員に対し損害賠償請求に係る訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、市議会3月定例会に議案を提出し、議会の議決を求めることとする。</p> <p>1 損害賠償請求額</p> <p>(1) 金221万620円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から支払済まで法定利率による金員の支払いを求める。</p> <p>(2) 訴訟費用の負担を求める。</p>
結果	審議の結果承認された。

(1) 平塚市教育大綱の策定及びパブリックコメント手続の実施結果について

概要	<p>1 策定の趣旨</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、本市の目指す基本的な教育、学術及び文化の振興に関する総合的な推進を図るため、平成28年度から平成31年度を実施期間とした教育大綱を平成28年3月31日に策定しました。現行大綱の実施期間は、平成28年度から令和元年度までの4年間であり、今年度が最終年度となるため、この度、令和2年度から4年間を実施期間とする新たな教育大綱を策定します。</p> <p>2 大綱内容</p> <p>平塚市のめざす教育</p> <p>(1) 基本理念：「未来の礎を築く教育のまち平塚」</p> <p>(2) 基本方針：1 確かな学力と豊かな育ちを培う教育環境の充実 2 子どもの育ちを支援する環境の充実 3 文化芸術やスポーツ活動にふれあう環境の充実</p> <p>3 策定過程</p> <p>令和元年8月19日 第1回総合教育会議 (素案の作成) 令和元年10月4日～11月5日 パブリックコメント 令和2年1月17日 第2回総合教育会議 (大綱の確定)</p> <p>4 パブリックコメント手続の実施結果</p> <p>(1) 提出者数 5名 (2) 提出意見数 12件 (大綱に反映した意見1件、参考とした意見11件)</p>
----	---

(2) 第2期平塚市教育振興基本計画～奏プランⅡ～の策定及びパブリックコメント手続の実施結果について

概要	<p>令和元年12月6日から令和2年1月6日の期間で、第2期平塚市教育振興基本計画～奏プランⅡ～(素案)のパブリックコメント手続を実施したため、その結果を報告します。また、令和2年1月教育委員会定例会において、パブリックコメントを踏まえ、第2期平塚市教育振興基本計画～奏プランⅡ～の策定が議決されたため、庁議に報告するものです。</p>
----	--

以上